## 地方公務員における働き方改革に係る状況令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

> －地方公務員の勤務時間•休暇等の勤務条件や競争試験の令和 4 年度（一部，令和5年4月1日現在）の状況について調査

> 【対象団体】都道府県（47団体），指定都市（20団体）及び その他の市区町村（1721団体。以下「市区町村」という。） ※安全衛生に関する事項については，一部事務組合等を含む。

> 【対象職員】一般職に属する地方公務員（会計年度任用職員を除く） ※安全衛生に関する事項については，特別職に属する地方公務員及び臨時•非常勤職員を含む。

> 【主な調査項目】•競争試験等に関する事項 －勤務時間及び休暇等に関する事項

## ＜＜目次＞＞

## 1．競争試験の状況

（1）競争試験全体の状況••．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P1
（2）中途採用の状況••．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P1
2．勤務時間－休暇等
（1）時間外勤務の状況•••．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P2
（2）柔軟な勤務時間制度の導入状況…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P3
（3）年次有給休暇•育児休業等の取得状況．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P4
（1）年次有給休暇の取得状況…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 4
（2）育児休業等の取得状況…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P5

4．長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況•••••••••P9
5．メンタルヘルス不調による休務者の状況．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．P10

## 1．競争試験の状況

（1）競争試験全体の状況
○ 受験者数は438，651人で，前年度から26，377人減少。合格者数は84，804人で，前年度から4，878人増加。競争率は5．2倍で，前年度から0．6ポイント減少。
○ 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方，合格者数はなだらかな増加傾向となっている。 これに伴い，競争率についても減少傾向が続いており，低水準に留まっている。

過去10年間の競争試験における受験者数，合格者数及び競争率の推移

（注）本表における「競争率」は，受験者数／合格者数 により算出している。
（2）中途採用の状況
○令和4年度に実施した中途採用試験について，受験者数は79，927人で，前年度から8，066人減少。採用者数は 9,174 人で，前年度から 68 人増加。採用倍率は 8.7 倍で，前年度から1．0ポイント減少。
○ 受験者数は令和 2 年度以降減少傾向にあるが，実施団体の増加による影響もあり，採用者は年々増加している。

過去4年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移


過去4年間の中途採用試験の実施団体数の推移

|  | 団体数 | R元年度位：団体） | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R3 $\rightarrow R 4$ <br> 増減 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 都道府県 | 47 | 44 | 47 | 47 | 47 | - |
| 指定都市 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | - |
| 市区町村 | 1,722 | 730 | 839 | 898 | 935 | 37 |
| 合計 | 1,789 | 794 | 906 | 965 | 1,002 | 37 |

[^0]（注）本表における「採用倍率」は，受験者数／採用者数 により算出している。
（注）市区町村の「団体数」には，市区町村（ 1,721 団体）に加えて，特別区人事委員会が含まれている。

## 2．勤務時間－休暇等

## （1）時間外勤務の状況

職員1人当たりの時間外勤務時間は，全団体平均で月間12．5時間，年間149．6時間となっており，前年度からほぼ横ばい。
○ 時間外勤務の時間数が月 45 時間を超える職員の割合は全体で $5.4 \%$ ，うち月 100 時間以上の職員の割合は全体で $0.4 \%$ となっており，いずれの団体区分においても前年度に比べてわずかに減少して いる。

ア）地方公務員の平均時間外勤務時間数（直近3年分）

| ○ 時間外勤務時間（年間）（単位：時間） |  |  |  |  | ○ 時間外勤務時間（月間） |  |  |  | （単位：時間） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 令和 2 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | $\begin{gathered} \mathrm{R} 3 \rightarrow \mathrm{R} 4 \\ \text { 増減 } \\ (\text { (時間(年)) } \end{gathered}$ | $x$ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和 4 年度 | $\begin{gathered} \hline \mathrm{R} 3 \rightarrow \mathrm{R} 4 \\ \text { 堌减 } \\ \text { (時問(月)) } \end{gathered}$ |
|  | 時間（年） | 時間（年） | 時間（年） |  |  | 時間（月） | 時間（月） | 時間（月） |  |
| 全体 | 132.8 | 148.2 | 149.6 | 1.4 | 全体 | 11.1 | 12.4 | 12.5 | 0.1 |
| 都道府県 | 160.0 | 173.6 | 176.6 | 3.0 | 都道府県 | 13.3 | 14.5 | 14.7 | 0.2 |
| 指定都市 | 141.8 | 157.5 | 156.4 | －1．1 | 指定都市 | 11.8 | 13.1 | 13.0 | － 0.1 |
| 市区町村 | 119.3 | 135.4 | 137.0 | 1.6 | 市区町村 | 9.9 | 11.3 | 11.4 | 0.1 |

※調查対象は，警察部門，消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のらち，管理監督職員（管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職 に任用されている職員）を除いた職員である。
※時間（年）」は，対象団体における時間外勤務の年間総時間数を，「平均職員数（対象団体の各月の職員数を足し上げた数を 12 で除したもの）」で除したもの
（小数点第 2 位を四捨五入）。
イ）時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合（直近2年分）
（単位：人）

|  | 令和3年度 |  |  |  | 令和4年度 |  |  |  | $\mathrm{R} 3 \rightarrow \mathrm{R} 4$ 増減 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 調査対象延べ人数 （年間） | 45時間超 | 45時間超 100時間未満 | 100時間以上 | 調查対象延べ人数 （年間） | 45時間超 | 45時間超 100時間未満 | 100時間以上 | 45時間超 | 45時間超 100時間未満 | 100時間以上 |
| 全体 | $\begin{array}{r} 12,663,252 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | 713，591 <br> （5．6\％） | 645，461 <br> （5．1\％） | 68，130 <br> （0．5\％） | $\begin{array}{r} 12,693,257 \\ \quad(100.0 \%) \end{array}$ | 684，714 <br> （5．4\％） | 639，820 <br> （5．0\％） | $\begin{array}{r} 44,894 \\ (0.4 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{\|r} \triangle \\ \Delta \quad 28,877 \\ \mathbf{\Delta} 0.2 \% \end{array}$ |  | $\begin{array}{\|r} \boldsymbol{\Delta} \quad 23,236 \\ \mathbf{\Delta} \quad 0.1 \% \end{array}$ |
| 都道府県 | $\begin{array}{r} 3,175,453 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | 233，897 <br> （7．4\％） | 209,842 <br> （6．6\％） | $24,055$ <br> （0．8\％） | $\begin{array}{r} 3,100,301 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | $221,442$ <br> （7．1\％） | $204,045$ <br> （6．6\％） | 17，397 <br> （0．6\％） | $\begin{array}{r} \boldsymbol{\Delta} \quad 12,455 \\ \mathbf{\Delta} 0.3 \% \end{array}$ | A 5,797 0.0 |  |
| 指定都市 | $\begin{array}{r} 1,858,848 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | 110，338 <br> （5．9\％） | 100，784 <br> （5．4\％） | $\begin{gathered} 9,554 \\ (0.5 \%) \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} 1,914,879 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 105,945 \\ (5.5 \%) \end{array}$ | 100，966 <br> （5．3\％） | $\begin{gathered} 4,979 \\ (0.3 \%) \end{gathered}$ |  |  |  |
| 市区町村 | $\begin{array}{r} 7,628,951 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 369,356 \\ (4.8 \%) \end{array}$ | 334，835 <br> （4．4\％） | 34，521 <br> （0．5\％） | $\begin{array}{r} 7,678,077 \\ (100.0 \%) \end{array}$ | 357，327 <br> （4．7\％） | $\begin{array}{r} 334,809 \\ (4.4 \%) \end{array}$ | 22，518 （0．3\％） | $\begin{array}{r} \Delta 12,029 \\ \mathbf{\Delta} 0.1 \% \end{array}$ | $\begin{array}{r} \boldsymbol{\Delta} 26 \\ 0.0 \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|r\|} \hline \boldsymbol{A} \quad 12,003 \\ \mathbf{A} \\ 0.2 \% \end{array}$ |

※「調査対象延べ人数（年間）」は，各月の職員数を 12 ヶ月分合算したものである。
※「45時間超」，「45時間超 100 時間未満」及び「 100 時間以上 1 欄の上段は，それぞれの区分に該当する職員数である。
※「45時間超」，「45時間超100時間末満」及び「100時間以上」欄の下段は，「調查対象延べ人数（年間）」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

## （2）柔軟な勤務時間制度の導入状況

○ いずれの制度も，制度を導入している団体は前年度より増加している。
○ 育児•介護のための早出•遅出制度の導入は，全体で $71.6 \%$ と高水準。その他の目的の早出•遅出制度は，特に市区町村で低水準となっている傾向にある。
○ フレックスタイム制度は，近年増加傾向ではあるが，全体で $5.4 \%$ と低水準にある。 ○ 定年の引上げに際し活用が期待される高齢者部分休業制度について，制度を導入している団体は573（32．0\％）と，前年度（260（14．5\％））の倍以上に増加した。

早出遅出・フレックスタイム制度及び部分休業制度の導入状況（令和5年4月1日現在）


| フレックスタイム制度 | 96 <br> $(5.4 \%)$ | 17 <br> $(36.2 \%)$ | 3 <br> $(15.0 \%)$ | 76 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |


| 自己啓発等休業制度 | 778 <br> $(43.5 \%)$ | 43 <br> $(91.5 \%)$ | 19 <br> $(95.0 \%)$ | 716 <br> $(41.6 \%)$ |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 配偶者同行休業制度 | 560 <br> $(31.3 \%)$ | 46 <br> $(97.9 \%)$ | 20 <br> $(100.0 \%)$ | 494 <br> $(28.7 \%)$ |
| 修学部分休業制度 | 415 <br> $(23.2 \%)$ | 34 <br> $(72.3 \%)$ | 8 <br> $(40.0 \%)$ | 373 <br> $(21.7 \%)$ |
| 高齢者部分休業制度 | 573 | 37 | 10 | 526 |

※国家公務員における同様の制度に準じた措置を実施している団体について，計上している。
修学部分休業及び高齢者部分休業は，地方公務員独自の制度。
※（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。
（3）年次有給休暇•育児休業等の取得状況
（1）年次有給休暇の取得状況
○ 年次有給休暇の平均取得日数は12．6日／年で，前年度から0．3日増加している。国家公務員（15．5日／年）よりも少ない水準。
○ 団体区分別にみると，平均取得日数は指定都市が最も多く，次いで都道府県，市区町村 の順となっており，市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

ア）年次有給休暇の平均取得日数
【令和4年1月1日～令和4年12月31日＊】
〔参考〕平均取得日数（日）

| 区 分 |  | 平均取得日数（日） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 | 47団体 | 12.8 | （13．0） |
| 指定都市 | 20団体 | 14.9 | （14．2） |
| 市区町村 | 1721団体 | 12.0 | （11．5） |
| 301名以上 | （536団体） | 12.5 | （12．0） |
| $\begin{aligned} & \text { 101名以上 } \\ & \text { 300名以下 } \end{aligned}$ | （689団体） | 10.8 | （10．4） |
| 100名以下 | （496団体） | 10.6 | （10．1） |
| 全 体 | 1788団体 | 12.6 | （12．3） |


| 国 | 15.5 | $(15.5)$ |
| :--- | :--- | :--- |
| 民間 | 10.9 | $(10.3)$ |

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については，「令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日」
（注）調查対象は，首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のらち，調查対象の全期間在職した者。
（注）（ ）は，令和 3 年の平均取得日数。（民間の数値は，令和 3 年（又は令和 2 会計年度））
（注）市区町村の内訳区分は，調査対象人数で区分している。
（注）国の出典は「令和 5 年国家公務員給与等実態調査」（人事院）民間の出典は「令和 5 年就労条件総合調査」（厚生労働省）

イ）年次有給休暇の平均取得日数の推移（平成 30 年～令和 4 年）


○ 令和4年度に新たに育児休業を取得した男性職員
※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）国家公務員 $34.0 \%$（令和 3 年度）民間企業 17．13\％（令和 4 年度調査）

は20，057人で取得率 $31.8 \%$ ，女性職員は 47,760 人で取得率 $100.3 \%$ 。
○ 男性職員の育児休業取得率は，前年度から12．3ポイント増加となっており過去最高と なっているものの，国家公務員の取得率（R3：34．0\％）と比べ低水準となっている。
○ 育児休業期間の分布状況について，男性は2週間以上1月以下が $36.2 \%$ と最も多く，次 いで1月超3月以下が23．0\％となっている。女性は12月超24月以下が $36.1 \%$ と最も多く なっている。
○ 団体区分別•部門別にみると，団体間•部門間の差が大きく，団体区分別では都道府県 （27．2\％）で，部門別では消防部門（16．4\％）と教育委員会（19．2\％）で，特に低水準となっ ている。団体区分別では指定都市，市区町村で，部門別では警察部門で，取得率が大 きく増加している。
○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については，両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が $48.2 \%$ と増加（対前年比 $+6.9 \%$ ）しているものの，国家公務員 の取得率（R3：86．4\％）と比べ低水準である。

ア）男性職員の育児休業取得率（令和 4 年度）※括弧内は令和 3 年度

|  | 全合計 | 首長部局等 | 一般行政部門 | $\left\|\begin{array}{c} \text { 公営企業 } \\ \text { 等 } \end{array}\right\|$ | 警察部門 | 消防部門 | 教育委員会 | （参考）女性職員全合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 | $\begin{gathered} 27.2 \% \\ (14.9 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 54.1 \% \\ (40.7 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 56.2 \% \\ (-) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 44.8 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 26.9 \% \\ & (9.7 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 18.2 \% \\ & (7.3 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 17.0 \% \\ & (10.6 \%) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 100.9 \% \\ (101.7 \%) \end{gathered}$ |
| 指定都市 | $\begin{aligned} & 39.9 \% \\ & (28.9 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 64.7 \% \\ & (47.8 \%) \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 65.3 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 62.4 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | － | $\begin{array}{r} 26.6 \% \\ (15.4 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 21.7 \% \\ (16.1 \%) \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} 99.3 \% \\ (100.0 \%) \\ \hline \end{gathered}$ |
| 市区町村 | $\begin{array}{r} 36.4 \% \\ (24.2 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 42.6 \% \\ (29.0 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} 44.1 \% \\ (-) \\ \hline \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 35.1 \% \\ (-) \\ \hline \hline \end{gathered}$ | － | $\begin{aligned} & 11.1 \% \\ & (5.5 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 39.3 \% \\ (25.3 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ | $\begin{array}{r} 99.9 \% \\ (99.4 \%) \\ \hline \hline \end{array}$ |
| 合 計 | $\begin{aligned} & \hline 31.8 \% \\ & (19.5 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 48.6 \% \\ & (34.5 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 49.9 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 42.0 \% \\ (-) \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & 26.9 \% \\ & (9.7 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 16.4 \% \\ & (8.4 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 19.2 \% \\ & (12.4 \%) \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 100.3 \% \\ & (100.6 \%) \end{aligned}$ |

男性職員の育児休業取得率

※R4年度から従来の「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」に区分して調査を実施。 そのため，R3年度からR4年度にかけて，「地方公務員（首長部局等）」を「地方公務員（一般行政部門）」と「地方公務員（公営企業等）」 に分岐させて表記している。
※国家公務員（全体）の最新公表値は，本資料公表時点でR3年度。

イ）男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計（都道府県）】

|  |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 秋田県 | 57．0\％ | 42．3\％ |
| 都 | 2 | 岩手県 | 52．4\％ | 21．9\％ |
| 道 | 3 | 山形県 | 46．4\％ | 30．5\％ |
| 府 | 4 | 福島県 | 45．3\％ | 26．0\％ |
|  | 5 | 鳥取県 | 44．2\％ | 44．3\％ |
|  | 6 | 高知県 | 41．9\％ | 34．5\％ |
|  | 7 | 福井県 | 41．6\％ | 26．5\％ |

【警察部門（都道府県）】

| 都 |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 道 | 1 | 岩手県 | 107．6\％ | 20．6\％ |
| 県 | 2 | 秋田県 | 77．5\％ | 46．0\％ |
|  | 3 | 富山県 | 70．8\％ | 10．0\％ |

【教育委員会部門（都道府県）】

| 都道府県 |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 東京都 | 48．3\％ | 14．8\％ |
|  | 2 | 沖縄県 | 27．1\％ | 20．6\％ |
|  | 3 | 大阪府 | 25．9\％ | 16．0\％ |

【全部門合計（指定都市）】

| $\begin{array}{\|l\|l}  & \text { 指 } \\ \text { 定 } \\ \text { 都 } \\ \text { 市 } \end{array}$ |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 千葉市 | 78．2\％ | 83．2\％ |
|  | 2 | 福岡市 | 60．5\％ | 34．7\％ |
|  | 3 | 新潟市 | 58．7\％ | 33．5\％ |
|  | 4 | 京都市 | 50．5\％ | 29．2\％ |
|  | 5 | 岡山市 | 45．4\％ | 32．4\％ |
|  | 6 | さいたま市 | 44．8\％ | 32．2\％ |
|  | 7 | 北九州市 | 43．8\％ | 39．5\％ |

【消防部門（都•指定都市）】

| $\begin{aligned} & \text { 指 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 都 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ |  | 団体名 | 取得率 | 前年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 千葉市 | 116．7\％ | 114．8\％ |
|  | 2 | 新潟市 | 60．0\％ | 17．9\％ |
|  | 3 | 福岡市 | 51．3\％ | 18．6\％ |

【教育委員会部門（指定都市）】

| 指 | 団体名 | 取得率 | 前年度 <br> 取得率 |  |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 定 <br> 都 | 千葉市 | $58.5 \%$ | $75.9 \%$ |  |
| 市 | 2 | 福岡市 | $37.6 \%$ | $15.0 \%$ |
|  | 3 | 新潟市 | $29.3 \%$ | $18.2 \%$ |

## 【女性職員】



エ）配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和4年度）
（単位：人）

| 令和 4 年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数 | 配偶者出産休暇 を取得した職員数 | 育児参加のため の休腵を取得した職員数 | いずれか又は両方 の休腵を取得した職員数 | 両休腵を合わせて 5 日以上取得した職員数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 63，128 | 49，559 | 40， 754 | 52， 631 | 30， 406 |
| （100．0\％） | （78．5\％） | （64．6\％） | （83． $4 \%$ ） | （48． $2 \%$ ） |

※令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には，いずれか又は両方の休暇制度を設けていない寸体における
「令和 4 年度中に新たに青児休業が取得可能となった男性職貝数」を含む。

## 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移


※国家公務員の最新公表値は，本資料公表時点でR3年度。
オ）両休暇を5日以上取得した職員の割合（全合計，都道府県•指定都市）の上位団体

| $\begin{aligned} & \text { 都 } \\ & \text { 道 } \\ & \text { 府 } \\ & \text { 県 } \end{aligned}$ |  | 団体名 | R4年度取得率 | R3年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 群馬県 | 74．5\％ | 42．2\％ |
|  | 2 | 佐賀県 | 68．9\％ | 62．1\％ |
|  | 3 | 福岡県 | 67．8\％ | 56．3\％ |
|  | 4 | 京都府 | 67．6\％ | 71．9\％ |
|  | 5 | 東京都 | 64．6\％ | 41．1\％ |
|  | 6 | 福島県 | 64．4\％ | 41．8\％ |
|  | 7 | 神奈川県 | 63．8\％ | 54．8\％ |


| $\begin{aligned} & \text { 指 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 都 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ |  | 団体名 | R4年度取得率 | R3年度取得率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 1 | 新潟市 | 67．2\％ | 72．2\％ |
|  | 2 | 岡山市 | 64．4\％ | 64．8\％ |
|  | 3 | 堺市 | 61．8\％ | 49．4\％ |
|  | 4 | 札幌市 | 59．2\％ | 52．9\％ |
|  | 5 | 仙台市 | 58．3\％ | 53．0\％ |
|  | 6 | 熊本市 | 56．9\％ | 47．8\％ |
|  | 7 | 横浜市 | 56．7\％ | 53．4\％ |

※取得率は，調查年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて 5 日以上取得した職員数の割合である。

## 3．メンタルヘルス対策の取組状況

 ほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
$>$ 主な取組として，団体区分別では「セルフケアを実施するための教育研修•情報提供」が多く，部局別 では「事業場内での相談体制の整備」が多い。
＞「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」「実務を行う担当者の選任」，「職場復帰における支援の実施（職場復帰支援プラグラムの策定を含む）」などといった取組は，都道府県•指定都市と市区•町村 では取り組んでいる状況に差がある。

ア）メンタルヘルス対策の取組状況（令和4年度）

|  |  |  |  |  |  | （参考） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 合計 | 都道府県 | 指定都市 | 市区 | 町村 | 一部事務組合等 |
| 取り組んでいる部局数の割合 | $\begin{aligned} & \hline 98.4 \% \\ & (97.8 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 100.0 \% \\ & (100.0 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 100.0 \% \\ & (100.0 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 99.8 \% \\ & (99.5 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 96.7 \% \\ & (95.5 \%) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 69.7 \% \\ & (69.5 \%) \end{aligned}$ |

（注）（ ）内の数字は前年度の数字を示す。
イ）メンタルヘルス対策の主な取組内容（複数回答）

＜部局別＞

（注1）団体区分別，部局別（一部事務組合等を除く）ともに，実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。
（注2）メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は，メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。
（ウ）についても同じ。）
ウ）団体区分により取組状況に差がある主な取組内容（全部局合計ベース）

| 団体区分 | メンタルヘルス対策に関する計画の策定 | 実務を行う担当者の選任 |  |  の教育研修•情報提供 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都道府県 | 66．5\％（63．2\％） | 86．8\％（84．6\％） | 95．1\％（96．7\％） | 92．3\％（－） |
| 指定都市 | 72．2\％（65．8\％） | 86．1\％（86．1\％） | 96．2\％（96．2\％） | 92．4\％（－） |
| 市区 | 23．5\％（20．6\％） | 45．6\％（41．7\％） | 75．8\％（71．6\％） | 54．8\％（－） |
| 町 村 | 10．2\％（6．8\％） | 20．5\％（18．1\％） | 45．8\％（40．0\％） | 25．3\％（－） |
| 合 計 | 19．8\％（16．7\％） | 36．4\％（33．5\％） | 63．3\％（59．0\％） | 43．5\％（－） |
| （参考） |  |  |  |  |
| 一部事務組合等 | 9．4\％（8．7\％） | 29．6\％（26．3\％） | 27．1\％（24．2\％） | 20．2\％（－） |

（注）（ ）内の数字は前年度の数字を示している。

## 4．長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

－面接指導の強化に係る例規•指針等の整備状況については，令和5年4月1日時点で整備済みの団体の割合は 68．9\％となっている。（昨年度調査 67．4\％）
$>$ 団体区分別にみると，都道府県にあっては概ね整備済みとなっているが，市区及び町村については，未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり，特に町村では整備済みの割合が $56.4 \%$ となっている。（昨年度調査 $54.7 \%$ ）
$>$ 医師による面接指導の実施状況については，要件に該当した職員に対して，全団体を通じて概ね3割程度実施されて いる。
＞医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で，面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち，「職員 に対し，面接指導を受けることを通知•勧奨したが，反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が $37.2 \%$ ，「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が $13.7 \%$ となっている。

ア）面接指導の強化に係る例規•指針等の団体区分別（部局ごと）整備状況の割合（令和5年4月1日現在）

| 団 体区 分 | 令和 5 年 4 月 1 日時点で整犕済み |  | 令和 5 年度中に整備予定（1） |  | 整備時期未定（2） |  |  | $\begin{aligned} & \text { 日時点で } \\ & \text {-(2)の } \\ & \text { I合(※) } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都 道 府 県 | 99．5\％ | （99．5\％） | 0．0\％ | （0．0\％） | 0．5\％ | （0．5\％） | $\begin{gathered} \text { 1団体 } \\ \text { (1団体) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 2.1 \% \\ (2.1 \%) \end{gathered}$ |
| 指 定 都 市 | 94．9\％ | （92．4\％） | 1．3\％ | （1．3\％） | 3．8\％ | （6．3\％） | 4団体 <br> （5団体） | $\begin{gathered} \hline 20.0 \% \\ (25.0 \%) \end{gathered}$ |
| 市区 | 77．6\％ | （75．8\％） | 7．2\％ | （13．1\％） | 15．2\％ | （11．1\％） | 211団体 <br> （233団体） | $\begin{gathered} \hline 26.5 \% \\ (29.3 \%) \end{gathered}$ |
| 町 村 | 56．4\％ | （54．7\％） | 11．7\％ | （23．6\％） | 31．9\％ | （21．7\％） | 437団体 <br> （451団体） | $\begin{gathered} \hline 47.2 \% \\ (48.7 \%) \end{gathered}$ |
| 合 計 | 68．9\％ | （67．4\％） | 8．9\％ | （17．2\％） | 22．1\％ | （15．4\％） | 653団体 （690団体） | $\begin{gathered} 36.5 \% \\ (38.6 \%) \end{gathered}$ |
| （参考2） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| －部事務組合等 | 26．3\％ | （25．7\％） | 5．9\％ | （12．3\％） | 67．7\％ | （62．0\％） | 963団体 （979団体） | $\begin{gathered} \hline 74.7 \% \\ (75.7 \%) \end{gathered}$ |

（注1）端数処理のため，合計が $100 \%$ とならない場合がある。（ イ）及びウ）についても同じ。）
（注2）同一部局内で整備ができていない部門がある場合には，整備していない部局として計上している。
（注3）「参考1」については，例規•指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており，（※）割合については，団体区分ごとにおける団体数の合計（都道府県：47，指定都市：20，市区：795，町村：926，合計：1，788，一部事務組合等：1，289（1，293））に占める割合である。
（注4）（）内の数字は前年度の数字を示している。

イ）医師による面接指導の実施状況（令和4年度）

| 団 体 区 分 |  | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  | $\mathrm{R} 3 \rightarrow$ R4 増減 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 医師による面接指導の対象となる要件に該当 した職員 | うち実際に医師による面 <br> 接指導が行われた職員 | 医師による面接指導の対象となる要件に該当 した職員 | $\begin{gathered} \text { うち実際に医師による面 } \\ \text { 接指導が行われた } \\ \text { 職員 } \end{gathered}$ | 医師による面接指導の対象となる要件に該当 した職員 | $\begin{gathered} \hline \begin{array}{c} \text { うち実際に医師による面 } \\ \text { 接指導が行われた } \\ \text { 職員 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ |
| 都 道 府 |  | 132，518人 | $\begin{array}{r} \hline \text { 42,408人 } \\ (32.0 \%) \end{array}$ | 124，670人 | $\begin{array}{r} \hline 46,237 人 \\ (37.1 \%) \end{array}$ | －7，848人 | 3，829人 |
| 指 定 都 |  | 59，753人 | $\begin{array}{r} 12,001 \text { 人 } \\ (20.1 \%) \end{array}$ | 46，307人 | 9，886人 <br> （21．3\％） | A 13，446人 | －2，115人 |
| 市 | 区 | 94，637人 | $\begin{array}{r} \hline 32,564 人 \\ (34.4 \%) \end{array}$ | 78，450人 | 26，171人 （33．4\％） | －16，187人 | வ 6,393 $\mathbf{\Delta 1 . 0 \% ~}$ |
| 町 | 村 | 5，513人 | $\begin{array}{r\|} \hline 1,344 人 \\ (24.4 \%) \end{array}$ | 5，488人 | $\begin{array}{c\|} \hline 1,205 \text { 人 } \\ (22.0 \%) \end{array}$ | －25人 | － 139 人 － $2.4 \%$ |
| 合 | 計 | 292，421人 | $\begin{array}{r} \hline 88,317 人 \\ (30.2 \%) \end{array}$ | 254，915人 | $\begin{array}{r\|} \hline 83,499 人 \\ (32.8 \%) \end{array}$ | －37，506人 | －4，818人 |


| （参考） |  |  |  |  |  |  |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 一部事務組合等 | 1,871 人 | 366 人 <br> $(19.6 \%)$ | 2,322 人 | 461 人 <br> $(19.9 \%)$ | 451 人 | 95 人 <br> $0.3 \%$ |

[^1]ウ）医師による面接指導が行われなかった職員のうちその主な理由（令和4年度）

| 団 体 区 分 | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 医師によよる面接 } \\ \text { 指導が行われ } \\ \text { なかっ職員 } \end{gathered}\right.$ | 面接指導を受ける必要がないと医師が判断した（※） |  | 職員に対し，面接指導を受ける ことを通知•勧奨したが，反応が無かった又は職員自身が必要 ないと判断した |  | 職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 都 道 府 県 | 78，433人 | 18，746人 | （23．9\％） | 24，420人 | （31．1\％） | 12，139人 | （15．5\％） |
| 指 定 都 市 | 36，421人 | 14，247人 | （39．1\％） | 11，499人 | （31．6\％） | 547人 | （1．5\％） |
| 市 区 | 52，279人 | 7，281人 | （13．9\％） | 24，875人 | （47．6\％） | 10，167人 | （19．4\％） |
| 町 村 | 4，283人 | 59人 | （1．4\％） | 2，985人 | （69．7\％） | 594人 | （13．9\％） |
| 合 計 | 171，416人 | 40，333人 | （23．5\％） | 63，779人 | （37．2\％） | 23，447人 | （13．7\％） |


（注1）（※）労衝安全衛生規則第52条の2第1項の規定により，時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて，面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は，面接指導を行わないことが認められている。
（注2）（ ）内の\％については，「医師による面接指導が行われなかった職員」に占める割合を示している。

## 5．メンタルヘルス不調による休務者の状況

$>$ 令和4年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は，43，688人であり，在籍職員数に占める割合は，指定都市が $1.6 \%$ と最も高く，次いで都道府県及び市区が $1.4 \%$ ，町村が $1.2 \%$ となっている。

メンタルヘルス不調による休務者の状況

| 団 体区分 | 令和3年度 |  | 令和4年度 |  | $\mathrm{R} 3 \rightarrow \mathrm{R} 4$ 増減 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （参考）在籍職員数 | 休務者数 | （参考）在籍職員数 | 休務者数 | 休務者数 |
| 都 道 府 県 | 1，012，642人 | $\begin{array}{r} 11,980 \text { 人 } \\ (1.2 \%) \end{array}$ | 1，000，982人 | $\begin{array}{r} 13,935 人 \\ (1.4 \%) \end{array}$ | $\begin{array}{r} 1,955 人 \\ 0.2 \% \end{array}$ |
| 指 定 都 市 | 426，165人 | 6，395人 （1．5\％） | 429，258人 | $6,702 人$ $(1.6 \%)$ | 307人 0．1\％ |
| 市区 | 1，437，291人 | $\begin{array}{r} 17,578 人 \\ (1.2 \%) \end{array}$ | 1，437，990人 | 20，124人 $(1.4 \%)$ | $2,546 人$ $0.2 \%$ |
| 町 村 | 240，597人 | $\begin{array}{r} 2,514 人 \\ (1.0 \%) \end{array}$ | 243，714人 | 2，927人 （1．2\％） | 413人 0．2\％ |
| 合 計 | 3，116，695人 | 38，467人 $(1.2 \%)$ | 3，111，944人 | $\begin{array}{r} \hline 43,688 人 \\ (1.4 \%) \end{array}$ | 5，221人 |
| （参考） |  |  |  |  |  |
| －部事務組合等 | 119，839人 | $\begin{aligned} & 930 人 \\ & (0.8 \%) \end{aligned}$ | 118，613人 | 1，076人 （0．9\％） | $146 人$ <br> $0.1 \%$ |

（注1）原則として，令和4年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて30日以上又は1か月以上の期間，病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。
（注2）一部の団体においては，年度ではなく暦年（令和4年1月～令和4年12月まで）の休務者数を計上している。
（注3）令和3年度から引き続いて休務した者及び令和4年度中に退職した者も含んでいる。
（注4）在籍職員数については参考値として，ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数（表20－3）を引用している。
（注5）（ ）内の $\%$ については，「在籍職員数」に占める割合を示している。


[^0]:    （注）本表は，各年度に実施された，主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。

[^1]:    （注1）職員数は令和4年度の延べ人数である。（ウ）についても同じ。）
    （注2）（）内の\％については，「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

